

国官会第1256号
国地契第35号
国総建整第155号
平成20年10月17日

別 紙 あて

国土交通省大臣官房長
国土交通省建設流通政策審議官

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度の拡充について

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（下請セーフティネット債務保証事業）については、これまで「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成14年12月18日付け国官会第1811号、国地契第59号、国総振第140号）により運用されてきたところであるが、近時の建設投資の急速な減少、不動産の業況の悪化、資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者が極めて厳しい状況に直面している状況を踏まえ、建設業の資金調達の一層の円滑化を図るため、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）と併せて、下記のとおり、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡先の拡充等を行うこととしたので、取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成14年12月18日付け国官会第1811号、国地契第59号、国総振第140号）の一部を次のように改正する。

前文中「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体（以下「事業協同組合等」という。）」を「一定の債権譲渡先」に、「当該事業協同組合等」を「当該債権譲渡先」に改める。

記1中「以下「元請負人」という。」を「原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。」に、「事業協同組合等への」を「記5に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への」に、「事業協同組合等が」を「債権譲渡先が」に、「元請負人（以下「乙」という。）」を「中小・中堅元請建設業者（記5を除き、以下「乙」という。）」に、「事業協同組合等は」を「債権譲渡先は」に改め、「、会社整理開始」を削る。

記2中（4）を（5）とし、（3）の次に次のように加える。

「（4）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項（第98条で準用する

場合を含む。)の調査の対象となった者と契約した工事」

記3中「事業協同組合等」を「債権譲渡先」に改める。

記5を次のように改める。

「債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者とする。

なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿については、別途連絡する。」

記6及び記7中「事業協同組合等」を「債権譲渡先」に改める。

記9中「指名」を「入札契約手続」に改め、記9を記9（1）とし、（1）の次に次のように加える。

「（2）本制度に係る融資及び「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）に基づく融資は、いずれかを選択して利用できるものとする。」

附 則

この通達は、平成20年11月4日から適用する。

(別 紙)

大臣官房会計課長

自動車交通局長

航空局長

海上保安庁長官

運輸安全委員会事務局長

国土技術政策総合研究所副所長

沖縄総合事務局総務部長

東北運輸局長

関東運輸局長

近畿運輸局長

中国運輸局長

九州運輸局長

北海道開発局長

東北地方整備局長

関東地方整備局長

北陸地方整備局長（建設）

中部地方整備局長

近畿地方整備局長

中国地方整備局長

四国地方整備局長

九州地方整備局長

東京航空局長

海上保安大学校長

第一管区海上保安本部長

第三管区海上保安本部長

第五管区海上保安本部長

第七管区海上保安本部長

第九管区海上保安本部長

第十一管区海上保安本部長

気象衛星センター所長

仙台管区気象台長

大阪管区気象台長

沖縄気象台長

大臣官房官庁営繕部長

港湾局長

北海道局長

気象庁長官

海難審判所長

北海道運輸局長

北陸信越運輸局長

中部運輸局長

神戸運輸監理部長

四国運輸局長

九州運輸局次長

東北地方整備局副局長

関東地方整備局副局長

北陸地方整備局長（港湾空港）

中部地方整備局副局長

近畿地方整備局副局長

中国地方整備局副局長

四国地方整備局次長

九州地方整備局副局長

大阪航空局長

海上保安学校長

第二管区海上保安本部長

第四管区海上保安本部長

第六管区海上保安本部長

第八管区海上保安本部長

第十管区海上保安本部長

気象研究所長

札幌管区気象台長

東京管区気象台長

福岡管区気象台長